

小中学校における
働き方改革推進プラン

流山市教育委員会

令和2年4月

1 はじめに

千葉県教育委員会では、平成30年9月に、学校における働き方推進プランを策定し、令和元年5月、令和2年3月に改訂を行い、本プランに基づいて、学校の業務改善及び教職員の意識改革に取り組むなど、学校における働き方改革を進めています。

また、平成31年1月25日に、中央教育審議会が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申をし、それを受けて、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。

さらに、令和元年12月には、国が「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」を制定・公布し、各地方公共団体の判断による一年単位の変形労働時間制の選択的導入を可能とするとともに、上記ガイドラインを法的根拠のある「指針」と位置付けることとしました。これに伴い、令和2年1月に、文部科学省から「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示されています。

流山市教育委員会においては、中央教育審議会の答申及び文部科学省の指針、千葉県教育委員会の学校における働き方推進プランを踏まえ、学校における働き方改革を一層推進するため、流山市立小中学校における働き方改革推進プランを策定しました。当プランの策定にあたり、国や千葉県の動向を踏まえつつ、今後、このプランを着実に推進し、市立小中学校における働き方改革を計画的かつ速やかに実行することにより、教職員が心身ともに健康な状態で子ども達と向き合える学校づくりを目指してまいります。

2 学校における働き方改革の目的

「学校における働き方改革」の実現により、教職員一人一人が誇りをもって働くことができるようになることが、ひいては、児童生徒の教育にも良い影響として還元される。

そこで、「学校における働き方改革」を進めるに当たっては、これまで学校が果たしてきた役割も十分踏まえつつ、教職員が、心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換及び量的削減・精選を図り、授業やその準備に集中できる時間、自らの専門性を高めるための研修の時間を確保できる勤務環境を整備することが必要である。それにより、限られた時間の中で、児童生徒と向き合うための時間を確保するとともに、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるようにする。

3 本プランの位置付け

本プランは、県教育委員会が、学校の業務改善を図り、教職員の労働時間の短縮をより一層推進するために平成30年3月に一部改定した「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針」を、各学校がその実態に応じた取組を進めることができるよう策定した、数値目標を含めた行動計画である。なお、本プランについては、引き続き目標の達成状況を検証しながら、必要に応じた見直しを図っていくこととする。

4 流山市の目標

- ・月当たり正規の勤務時間を80時間を超えて在校する教職員を「0」にすること。
 - ・子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合75%以上に増やす。
- 勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合を、85%以上に増やす。

(1) 勤務時間の上限の目標

文部科学省の指針では、在校時間の上限時間の原則について、

○1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

○1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

児童生徒に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6月まで）と示している。

文部科学省の指針で示された在校時間の目安時間遵守に向け、速やかに、月当たり正規の勤務時間を80時間を超えて在校する教職員を「0」にすることを目指していく。

(2) 教職員の意識改革の目標

学校における働き方改革とは、単に教職員の在校時間を短縮すれば良いというものではない。上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、家に持ち帰って業務を行う時間が増えたりすることを意図するものではない。

また、これまで学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくためには、教職員の業務量を減らすという業務改善の側面とともに、教職員一人一人が、「子供のためであればどんな長時間勤務もよしとする。」という働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つという、教職員の意識改革との両輪で進めていくことが必要不可欠である。

そこで、「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」を75%以上に増やすことを目指していく。また、「勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合」を、85%以上に増やすことを目指していく。

5 教育委員会の取組の方針・具体的取組

	取組の方針	教育委員会の具体的取組
(1)	業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在校時間の適切な把握と意識改革の推進 ・ 学校閉庁日の設定 ・ 学校への調査・照会等の整理・精選 ・ 給食費の公会計化 ・ ICTを活用する環境の整備 ・ ICTを活用した教材や指導案の共有化 ・ 学校事務の共同実施や庶務事務システムの活用 ・ 学校の各種研究会及び学校職員が参加する研修会等を整理・精選
(2)	部活動の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動ガイドラインの改訂 ・ 部活動休養日の設定 ・ 外部指導員の派遣
(3)	勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の出退勤時刻の把握、集計するシステムの構築 ・ 教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制の整備 ・ 教育委員会として、管下学校の学校閉庁日の設定
(4)	学校を支援する人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の学校への配置の促進 ・ 教職員が行う授業準備や校内掲示物の作成などの事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ等や、教職員に代わり部活動の指導や大会の引率等を行う部活動指導員等の学校への配置の促進
(5)	学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校に関する対応や勤務時間外での生徒指導等について、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を一層強化する体制の構築 ・ 教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解が得られるよう、PTA等に説明会や文書等により必要な要請 ・ 学校の業務改善及び教職員の意識改革の取組について、市長部局などと連携を図り推進する
(6)	方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、教育委員会の自己点検・評価の中に取り入れる ・ 学校職員が参加する研修会や会議等及び市町村教育委員会への説明会や会議等で積極的に推進を図る ・ 方針及び行動計画等について、達成状況を調査等で把握し、継続的に検証・見直しを図る ・ 学校における働き方改革に向けての優れた取組等について、教育委員会のホームページ等で紹介し、広めていく

我が国の学校及び教職員は、諸外国と比較して、広範囲な役割を担っている。これらの業務の中には、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教職員が担う必要のない業務」「教職員の業務だが、負担軽減が可能な業務」等が含まれている。

教職員の業務改善を図るには、業務内容を見直すとともに、学校が担うべき業務、教職員が担うべき業務を、各学校や地域の実情に応じて、役割分担を検討していく必要がある。また、教職員の意識改革を図るには、子供たちに対しての効果的な教育活動に向けて、教

職員一人一人が自らの働き方を見直すとともに、学校における働き方改革の取組が、家庭や地域等から理解・支援されることが必要である。

学校における働き方改革を推進していくためには、教育委員会をはじめ、学校、家庭、地域等を含めた、教育に係る全ての関係者がそれぞれの課題に基づいて、改革に向けた取組を実行していかなければならない。

そこで、上記の取組の方針のもと、具体的な方策を講じていくこととする。

6 取組の検証・改善

流山市教育委員会は、教職員の勤務実態調査や意識調査等により、進捗状況を把握し、取組の検証を行っていく。また、文部科学省が示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた新たな目標の設定を含め、検証を踏まえた新たな取組の追加及びこれまでの取組の見直しなど、プランの改定を行っていく。

7 学校の取組の方針・具体的取組

	取組の方針	学校の具体的取組
(1)	業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・校長は、学校行事や会議、打合せ等を思い切って見直す ・校長は、会議や打合せ等の効率化を図る ・校長は、事務の合理化を図る ・地域ボランティア等との連絡調整の際の学校側の窓口としては、教頭、主幹教諭等を地域連携担当と校務分掌上に位置付ける ・学校に設置されている様々な委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う
(2)	部活動の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁及び県教育委員会の「運動部活動に関するガイドライン」に則り、活動方針を策定し、運動部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、運動部活動の運営を適切に行う
(3)	勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職は、教職員の出退勤時刻をICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、必要に応じ、指導・助言を与える ・教職員は、月当たり正規の勤務時間を80時間を超えて在校することがないように、1日当たりの在校時間を12時間以内とする。なお、週休日である土曜日又は日曜日に業務に従事する場合は、月当たり正規の勤務時間を80時間を超えて在校することがないように、1日当たりの在校時間を調整する ・教職員は、週休日である土曜日・日曜日に業務に従事する場合は、必ずどちらか一方とし、連続して業務に従事しないようにする ・校長は、会議や打合せ等が勤務時間外に及ばないよう留意するとともに、会議の必要性も含め、見直しを検討する ・校長は、時間外勤務の管理を適正に行うとともに、教職員の心身の健康に配慮する ・校長は、特に定時退勤に努める日として、週に1日は定時退勤日を必ず設ける ・校長及び教職員は、長期休業期間中において、定時退勤に努める

		<ul style="list-style-type: none"> ・校長は、連続した休暇の取得奨励の一つとして、職員一人一人が、週休日、休日等も活用する ・校長は、職員や家族の誕生日、結婚記念日、子供の学校行事等を家族とともに過ごす日として、年次休暇の取得を奨励する
(4)	学校を支援する人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の学校への配置の促進 ・教職員が行う授業準備や校内掲示物の作成などの事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ等や、教職員に代わり部活動の指導や大会の引率等を行う部活動指導員等の学校への配置の促進
(5)	学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・校長は、学校の教育活動を支援するボランティア等の外部人材を積極的に活用する
(6)	方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・校長は、学校の重点目標・経営方針に、働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組む ・教職員は、校長が出した学校重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに、働き方に関する視点を盛り込む ・校長は、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価、学校関係者評価、第三者評価を実施する

8 在校時間の定義等について

- ① 本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方は、「超勤4項目」に該当するものとして超過勤務を命じられた業務以外も含めて、教師が校内に在校している時間及び校外での勤務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたものを「在校等時間」とする。
- ② 在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。(原則としてタイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録、事業者の現認等の客観的な記録により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻の記録等を把握する。)
- ③ 在校時間とは、学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間を指している。授業の終了後、校務のための関係機関との打合せや児童生徒等の家庭訪問等のために一旦学校を離れ、その後学校に一度戻って業務を行って帰宅した場合には、その帰宅のために学校を出る時間が「在校時間」の終期となる。
- ④ 職務として行う研修には、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、都道府県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う活動は、業務として整理できないものであるからこそ職務専念義務を免除するものであるため、いわゆる職専免研修は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。職務として行う児童生徒等の引率には、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンク

ル等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務などが含まれる。このほか、校外の勤務であって対象として合算することが考えられる業務としては、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。

- ⑤ 教師が学校外の業務に直行又は直帰する場合であっても、可能な限り客観的な方法により把握する。校外学習や修学旅行等に関する引率業務については、行程表や事後の出張復命書等をもって外形的に把握が可能である。部活動に係る引率業務についても、勤務時間内の場合は、通常は出張として必要な処理が行われていることから、出張復命書や行程表等をもって計測が可能であり、所定の勤務時間外の場合は、特殊勤務手当（部活動手当）の申請書や活動記録等をもって外形的に把握が可能と考えられます。これ以外の場合についても、児童生徒等の校外の活動である以上、基本的に上記に準じて対応する。
- ⑥ 「在校等時間」から自己申告により除かれる「所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間」とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指している。具体的には、所定の勤務時間外に、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間のようなものを想定している。
- ⑦ 「在校等時間」から自己申告により除かれる「その他業務外の時間」とは、所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間のことを指す。⑥で示した時間のほか、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、所定の勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で学校で行われる地域活動に参加している時間等が考えられる。
- ⑧ 自宅等に持ち帰って業務を行った場合、その時間は「在校等時間」に含まれない。ただし、自宅等で行う業務であっても、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについては、「在校等時間」に含まれる。
- ⑨ 土日や祝日などの勤務の時間も、校務として行っている勤務時間については、「在校等時間」に含まれる。
- ⑩ 「在校等時間」から除かれる「休憩時間」とは、公立学校の教職員の一日の所定勤務時間は条例（県費負担教職員の場合は都道府県の条例）で通常は7時間45分と定められていますが、労働基準法第34条においては、使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないとされている。労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間を指し、労働者に自由に利用させることが必要である。

教育委員会の取組 チェックリスト

※年度末の検証の際、各項目について達成できていれば○印をつけてください。

No	取 組 内 容	チェック
1	学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定する。	
2	働き方改革に係る全庁的な推進体制を構築する。	
3	業務改善目標を定め、業務改善のP D C Aサイクルを構築する。	
4	I C Tを活用する環境の整備を図る。	
5	I C Tを活用した教材や指導案の共有化を図る。	
6	学校事務の共同実施や庶務事務システムの活用を図る。	
7	学校への調査等を整理・精選する。	
8	学校の各種研究会及び学校職員が参加する研修会等を整理・精選する。	
9	「運動部活動に関するガイドライン」を改訂（又は策定）し、運動部活動の適切な活動時間や休養日等を設定する。	
10	「文化部活動に関するガイドライン」を改訂（又は策定）し、文化部活動の適切な活動時間や休養日等を設定する。	
11	教職員の出退勤時刻をI C Tの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築する。	
12	教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制を整備する。	
13	教育委員会として、学校の学校閉庁日を設定する。	
14	支援が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の学校への配置を促進する。	
15	教職員が行う授業準備や校内掲示物の作成などの事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ等や、教職員に代わり部活動の指導や大会の引率等を行う部活動指導員等の学校への配置を促進する。	
16	登下校に関する対応や勤務時間外での生徒指導等について、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。	
17	教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解が得られるよう、P T A等に説明会や文書等により必要な要請を行う。	
18	県教育委員会と市町村教育委員会は、学校の業務改善及び教職員の意識改革の取組について、連携を図り推進していく。	
19	業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、教育委員会の自己点検・評価の中に取り入れる。	
20	学校職員が参加する研修会や会議等及び市町村教育委員会への説明会や会議等で積極的に推進を図る。	
21	方針及び行動計画等について、達成状況を調査等で把握し、継続的に検証・見直しを図る。	
22	学校における働き方改革に向けての優れた取組等について、教育委員会のホームページ等で紹介し、広めていく。	

学校の取組 チェックリスト

※年度末の検証の際、各項目について達成できていれば○印をつけてください。

No	取組内容	チェック
1	校長は、学校行事や会議、打合せ等を思い切って見直す。	
2	校長は、会議や打合せ等の効率化を図る。	
3	校長は、事務の合理化を図る（電子化等）。	
4	給食費及び教材費等学校徴収金は、銀行振り込み・口座引き落としによる徴収とする。	
5	地域ボランティア等との連絡調整の際の学校側の窓口としては、副校長、教頭、主幹教諭等を地域連携担当と校務分掌上に位置付ける。	
6	学校に設置されている様々な委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。	
7	流山市教育委員会の「部活動に関するガイドライン」に則り、活動方針を策定し、運動部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、運動部活動の運営を適切に行う。	
8	複数の職員で1つの部を担当する。（複数顧問の配置）	
9	管理職員は、教職員の出退勤時刻をICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、必要に応じ、指導・助言を与える。	
10	教職員は、月当たり正規の勤務時間を80時間を超えて在籍することがないように、1日当たりの在籍時間を12時間以内とする。なお、週休日である土曜日又は日曜日に業務に従事する場合は、月当たり正規の勤務時間を80時間を超えて在籍することがないように、1日当たりの在籍時間を調整する。	
11	教職員は、週休日である土曜日・日曜日に業務に従事する場合は、必ずどちらか一方とし、連続して業務に従事しないようにする。	
12	校長は、会議や打合せ等が勤務時間外に及ばないように留意するとともに、会議の必要性も含め、見直しも検討する。	
13	校長は、時間外勤務の管理を適正に行うとともに、教職員の心身の健康に配慮する。	
14	校長は、特に定時退勤に努める日として、週に1日は定時退勤日を必ず設ける。	
15	校長及び教職員は、長期休業期間中において、定時退勤に努める。	
16	校長は、長期休業期間中において、一定期間の学校閉庁日を設定する（市町村立学校は市町村教育委員会において設定する）。	
17	校長は、連続した休暇の取得奨励の一つとして、職員一人一人が、週休日、休日等も活用しながら、1年に1度は1週間以上の連続休暇（ゆとりウィーク）を取得するよう奨励する。	
18	校長は、職員や家族の誕生日、結婚記念日、子供の学校行事等を家族とともに過ごす日として、年次休暇の取得を奨励する。	
19	教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制を整備する。	
20	校長は、学校の教育活動を支援するボランティア等の外部人材を積極的に活用する。	
21	校長は、教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域住民等に適切に説明を行う。	
22	校長は、登下校に関する対応や勤務時間外での生徒指導等について、学校・家庭地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。	
23	校長は、学校の重点目標・経営方針に、働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むとともに、PDCAサイクルを構築する。	

24	教職員は、校長が出した学校重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに、働き方に関する視点を盛り込む。	
25	校長は、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価、学校関係者評価、第三者評価を実施する。	